

告 示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）長崎屋・MEGAドン・キホーテ三郷店

（変更後）MEGAドン・キホーテ三郷店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

千葉県市川市南八幡四丁目九番一号

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

千葉県市川市南八幡四丁目九番一号 外 計二十五者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十者

ハ 変更年月日

平成三十年十月二十六日外

ニ 届出年月日

平成三十年十月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課